社会技術研究開発事業
令和６年度研究開発実施報告書

科学技術の倫理的・法制度的・社会的課題（ELSI）への
包括的実践研究開発プログラム
「公正なゲノム情報利活用のELSIラグを解消する
法整備モデルの構築」

瀬戸山 晃一
（京都府立医科大学 大学院医学研究科 教授）

目次

１．研究開発プロジェクト名 2
２．研究開発実施の具体的内容 2
２‐１．研究開発目標 2
２‐２．実施内容・結果 3
２‐３．会議等の活動 11
３．研究開発成果の活用・展開に向けた状況 14
４．研究開発実施体制 14
５．研究開発実施者 15
６．研究開発成果の発表・発信状況、アウトリーチ活動など 17
６－１．シンポジウム等 17
６－２．社会に向けた情報発信状況、アウトリーチ活動など 19
６－３．論文発表 19
６－４．口頭発表（国際学会発表及び主要な国内学会発表） 20
６－５．新聞／TV報道・投稿、受賞等 21
６－６．知財出願（出願件数のみ公開） 21

１．研究開発プロジェクト名

公正なゲノム情報利活用のELSIラグを解消する法整備モデルの構築

２．研究開発実施の具体的内容

２－１．研究開発目標

諸外国では、人のゲノム解析と遺伝情報の雇用や保険その他の領域における差別的利用に対する法的禁止や規制などの法整備が以前より進んでいる。しかし、日本では遺伝子差別の問題を含め生命医科学技術の発展がもたらすELSIへの対応が大幅に遅れている。本プロジェクトでは、ゲノム情報の非医学的領域での公正な利活用の促進を図るために欠かせないゲノム情報ELSIについて取組む。本邦においてこのようなゲノム**ELSI対応の遅れ（ラグ）**を生じさせている文化的・制度的・政治的諸要因を洗い出し、ELSIラグを解消ないしは埋めていく仕組みや方法論を人文社会科学と自然科学の知を結集するとともにマルチステークホルダー間の対話と連携により構築する。特に保険や雇用の領域でのゲノム情報の解明と利活用に付随して予見される**遺伝子差別や差別的使用**を対象とし、日本の文脈に根差した遺伝情報プライバシー保護と差別的使用に対する法整備を学際的に検討し具体的な政策提言（モデル法の策定）を行う。根源的な問いとして差別が生じる発生機序の解明、並びに見解が対立する利活用が正当化される「合理的区別」と法的に禁止すべき「不当な差別」の境界をめぐる公正の規範的価値対立の議論動向を整理し、その知識翻訳（言説化）によりステークホルダー間の対話促進並びに市民的議論の活性化を図る。

本プロジェクトにおいては、遺伝子差別への法的処方箋を従来の日本型の行政主導によるのではなく、マルチステークホルダー間の対話と協業により国民的議論の活性化による熟議を経て、法とその他の社会規範や効果的なナッジ等の人々の行動変容を促す行動科学の手法の導入によりハイブリッドな法政策による革新的な法整備のモデルを共創する。

またゲノム情報の利活用のELSIをめぐる国民的リテラシーを高め議論を活性化するために中等教育レベルからのゲノムELSI教育の教材並びに教育実践方法論の構築と普及に取り組む。

さらには法的禁止や規制の限界や副作用（意図せざる負の影響）を踏まえて、どのような手段や方法でELSIに対する処方箋を法制度に実装していくかを自然科学と人文社会科学の学術的洞察や方法論を結集して学際的に検討する。そして、それらの要点をわかりやすく言説化し、国民的な熟議にもとづいた議論の活性化を図り法整備と政策形成に繋げていく。

個人の遺伝情報保護モデル法を策定するとともに、雇用や保険の領域における遺伝子差別等の個別ELSIへの具体的な法制度的処方箋のモデルを創出し、遅れているELSI対応のラグといった法整備の遅れを解消に挑む。

ゲノム解析と遺伝情報の利活用の普及により生じるであろうELSIを予見し、法規制の副作用も想定しながら、今後起こりうるELSIに対応できる法制度の事前的整備の方向性を模索する。これらの実践をもって革新的な政策基盤を構築する提言を行いRRIの営みの促進を図る。

２－２．実施内容・結果

（１）スケジュール　（赤字は修正）

研究実施項目	2022 年度（6 ヵ月）	2023 年度（12 ヵ月）	2024 年度（12 ヵ月）	2025 年度（12 ヵ月）
1.ELSI ラグの諸要因の分析、ハイブリッドな法整備モデルの構築、根源的価値対立の言説化と政策提言（京都府立医大：瀬戸山グループ）				
遺伝子差別の発生機序構造や要因の解明と言説化				
差別禁止法の副作用や波及効果等の問題点の分析				
ソフトロー・ハードロー・ナッジ等の行動科学の手法の検討とハイブリッドな法整備モデルの構築				
区別と差別と公正をめぐる議論枠組の考察				
根源的な問いの知識翻訳・言説化				
学会 WS・シンポジウムや論文投稿での成果発信				
2.マルチステークホルダー連携ネットワーク構築・ELSI 教育の実践と普及（瀬戸山グループ）				
マルチステークホルダー連携とネットワーク強化				
高校でのゲノム情報と遺伝子差別の ELSI 教育の実践と普及・市民対話の ELSI café の開催				
マルチステークホルダーのヒアリング・意見交換				
~~マルチステークホルダーとの公開討論会~~				
学会 WS・シンポジウムや論文投稿での成果発信				
3. 国内外の関連動向調査及び行政・立法活動との接続（早稲田大：横野グループ）				
生命保険や損害保険領域におけるゲノム情報利用と差別への法規制の調査分析				
雇用・労働領域におけるゲノム情報利活用と差別的利用の法規制の調査分析				
行政・立法活動との接続				
学会 WS・シンポジウムや論文投稿での成果発信				
4. 遺伝情報の利活用の新たな ELSI の予見と分析（大阪大学：山本グループ）				
ポリジェニック・スコア（PS）等のゲノム研究の最新動向の分析				
ゲノム情報の利活用が予見される領域の同定				
ポリジェニック・スコア（PS）のリーフレット作成				
ゲポリジェニック・スコア（PS）の動画作成				
学会 WS・シンポジウムや論文投稿での成果発信				
５：法的処方箋（モデル法整備）の構築と提言（瀬戸山グループ）				
ゲノム情報の利用と差別の現状調査				
行動変容を促すナッジ等の行動科学の手法の分析				
遺伝情報保護法モデルの策定と修正				
労働領域の遺伝子差別禁止モデル法策定・修正				
保険領域の遺伝子差別禁止モデル法策定・修正				

ELSI 行動インサイトユニットの組織化と実践							←	→
ハイブリッドな法規制モデルの構築と提言			←					→
学会 WS・シンポジウムや論文投稿での成果発信			←					→

（２）各実施内容

項目１：ELSI対応ラグ（遅れ）解消のためにラグを生じさせている要因の同定とELSI教育の実践と普及

実施体制：瀬戸山グループ（京都府立医科大学教授）

期間：令和６年４月１日～令和７年３月３１日

実施内容：

（1）遺伝子差別等に対する ELSI ラグを生じさせている諸要因については、前年度（2023 年度）までにプロジェクトの研究協力者を含むメンバーと意見交換を行い、縦割り行政、米国等に比べて議員立法の少ないこと、規制態様が立法（ハードロー）ではなく、法的拘束力を有さない指針（ガイドライン）対応が主で、この問題に対する国民の意識が低く議論が少ないことなどの制度的政治的文化的要因を同定した。それを踏まえ 2023 年の日本法政学会の研究大会（京都）において瀬戸山が発表を行った。2024 年度は、その言説化を行い日本法政学会の学会誌である『法政論叢』論文（査読有）において整理した論稿を公表（2024 年 10 月）した。

（2）ELSI ラグを解消させるための議論の活性化の試みとしてのゲノム ELSI 教育の実践と普及に関しては、前年度（2023 年度）に複数の高校で実施した ELSI 授業に対する受講生のフィードバックを踏まえて、2024 年度も高校教員向け説明会を実施した。そこに参加した北海道の遠隔授業配信センターの教員の取り計らいにより遠隔システムでライブでの授業を複数の高校へ行うとともに京都府内の進学校 2 校（私立洛南高校、府立桃山高校スーパーサイエンスハイスクール SSH）、及び兵庫県立姫路東高校（SSH）で複数回の ELSI 授業を実施した。次年度に向けた取組について高校の教員と協議を行った。

また今年度も瀬戸山を中心に京都府立医科大学の医学科並びに看護学科、及び大学院医学研究科並びに保健看護学研究科の大学院修士課程と博士課程、加えて大阪大学及び立命館大学の法科大学院生、九州大学の看護系の大学院生、京都歯科医療技術専門学校の学生を対象に ELSI 授業を実施し受講生のアンケートから ELSI を考える重要性と意義についての意識づけや啓発の教育効果が伺えた。

■項目２：遺伝子差別発生機序解明と根源的な問いの言説化

実施体制：瀬戸山グループ（瀬戸山、大家、他）

期間：令和６年４月１日～令和７年３月３１日

実施内容：

（1）差別が生じる仕組みや要因等の発生機序については、前年度に先行研究の分析を行い、2023 年度末に京都府立医科大学の紀要に書籍レビューを発表し検討を行ってきたところであるが、更に考察を深めるために 2024 年度中に差別研究についての有識者（現在ハーバード大学在学研究中の北海道大学准教授・法哲学）を招いた研究会を企画し調整を進めていたが諸般の事情で 2025 年 5 月実施に延期となり、その実施に向けた調整を行った。

（2）本プロジェクトにおける根源的な問いは、ゲノム情報のどのような利活用が「合理的な区別」として許容され、どのような利活用が「不当な差別」として禁止すべきなのかという、なかなか線引きをすることが難しい問いである。ゲノム医療推進法成立により設置され

た基本計画作成にかかわるワーキング（WG）での議論も踏まえて検討する計画でいたが、WG において何が「不当な」差別に当たるかについては、議事録を確認する限りでは十分な議論がなされていない。雇用分野でのゲノム情報の差別的利用の禁止に関する Q&A（厚労省 2024 年８月 20 日）並びに保険分野（生命保険の引受・支払） におけるゲノム情報による不当な差別等への対応に関する Q&A（金融庁令和７年３月 25 日）の検討を行ったが、いずれも既存法の枠組みと解釈に基づくものであり、多様な個別事例を全てカバーできるものとは思われず更なる基準作りや法整備の必要性が伺えた。実施した ELSI カフェで参加者とも意見交換を行ったが、多様な意見があり、具体的な基準作りの難しさが再認識された。この問いの基準作りの整理としては、経営上のリスク回避、並びに本人や顧客などの第 3 者の安全配慮などの合理的な理由がある場合にゲノム情報に基づく異なった差別的扱いが正当化されるかが一つの考慮要因になると思われる。次年度 6 月にこのテーマに特化した形で ELSI カフェを実施し意見交換を行う計画である。

（3）根源的な問いの言説化・知識翻訳については、瀬戸山が「遺伝子解析研究の発展によるゲノム情報のプライバシーと遺伝子差別」丸山マサ美編著『生命倫理学概論』第 7 章、148-166 頁、大学教育出版のテキスト等においても一部行った。その他、瀬戸山晃一（2024 年）「遺伝情報のプライバシーと遺伝子差別の法規制」日本医学哲学・倫理学会『医学哲学・医学倫理』、瀬戸山晃一（2024 年）「ゲノム医療推進法の成立と遺伝子差別禁止法制定に向けての法政治的問題の考察」日本法政学会『法政論叢』等の言説化を行った。

■項目３：国内外の関連動向調査及び行政・立法活動との接続

実施体制：横野グループ（早稲田大学）

期間：令和６年４月１日～令和７年３月３１日

実施内容：

（1）国内外の関連動向調査と分析とアーカイブ化

昨年度に引きつづき遺伝情報の生命保険や雇用・労働への利活用について先行する諸外国での法整備のプロセスや裁判例、制度運用状況および関連する議論について文献調査や研究会開催を通じた意見交換により調査を行った。その結果、オーストラリアでは、自主規制から法律による規制に移行する移行方針が政府により示され、ステークホルダーの多くがその方針を支持していることが把握された。またニュージーランドやシンガポールでも立法化に向けた検討が本格化しつつあることを確認し、議論状況を調査した。また、英国では政府と英国保険協会（ABI）との間で締結された「遺伝学的検査と保険に関するコード（Code on Genetic Testing and Insurance）」コードの見直しに向けた意見募集（call for evidence）が2023年に実施され、その結果が2024年4月に公表されたため、その内容を調査した。

国内では、2024年7月に最高裁が旧優生保護法について違憲の判断を示したことに着目し、同法に基づく優生政策と遺伝差別の関係について検討した。

（2）保険におけるゲノム情報と差別規制立法の分析

上記（1）の調査の成果を活用しながら特に規制のあり方や効果について整理し、研究会を通じた意見交換により学際的な検討を行った。

（3）雇用・労働におけるゲノム情報と差別規制立法の分析

上記（1）の調査の成果を活用しながら、2024年8月に厚労省により示された「ゲノム情報による不当な差別等への対応の確保（労働分野における対応）」について検討した。同文書は、安全配慮のために労働者の同意に基づいて提供されたゲノム情報を活用

する場合を想定した具体的な記述を欠いていることを課題として確認し、この点を含む実態調査の計画を策定した。

(4) 行政・立法活動との接続

上記（1）～（3）の調査の成果を活用しながら、本課題に関わる国内の行政・立法等の状況を注視し、ステークホルダーへの情報提供および意見交換を行った。生命倫理学会をはじめとする複数の学会のシンポジウム等でゲノム情報の取り扱いや差別の防止に関する発表・意見交換を実施した。また、厚労省に設置されたゲノム医療推進法に基づく基本計画の策定のためのワーキンググループに、グループリーダー横野並びに研究協力者の天野が構成員として参画し、本PJの成果を活用して専門的助言や提言を行うとともに関連省庁の担当者やステークホルダーとの情報共有と議論を行った。

■項目４：ゲノム研究の進展がもたらす遺伝情報の利活用の新たなELSIの予見と分析

実施体制：山本グループ（大阪大学）

期間：令和６年４月１日～令和７年３月３１日

実施内容：

（1）ポリジェニック・リスクスコアの創薬、患者サービス、DTC/D2Cにおける利用に向けた開発の現状と課題について複数の専門家を招聘した研究会を開催し、現状を踏まえた意見交換と検討を行った。また教育等の非医療分野への影響について、科学社会学会シンポジウムで社会学等の専門家と議論の場を設けた。

（2）一般向けの情報提供用資料（パンフレット形式）と、その内容を補足するウェブコンテンツの公開に向けた検討を研究代表の瀬戸山も含めて行った。さらに、ポリジェニックスコアについての短い説明動画の案を作成した。

■項目５：法的処方箋（モデル法整備）の構築と提言

実施体制：瀬戸山グループ（京都府立医科大学）

期間：令和６年４月１日～令和７年３月３１日

実施内容：モデル法案の策定

保険分野と雇用分野と民間の遺伝子検査ビジネス（DTC）に関する諸外国の法規制の文献調査し、規制法自体のみならず裁判事例等も調査した。その成果を日本生命倫理学会年次大会におけるシンポジウム（2024 年秋大阪）で 3 名の若手研究者（高嶋里枝、中辻柚珠、東新川藤佳）により発表を行った。文献レビューとして京都府立医科大学の医学基盤教育紀要に若手研究員（中辻柚珠、東新川藤佳）2 名がそれぞれ公表した。法規制における保護される遺伝情報の定義（範囲）、遺伝子検査の定義（範囲）、家族の定義（範囲）、適用範囲（規制対象領域）、自発的提示の是非等の重要な論点を整理したものをプロジェクト内会議で共有し意見交換を行うとともに、何度か開催した ELSI カフェにおいて外部からの参加者と意見交換を行った。

なおモデル法策定にあたっては、現在のそれぞれ異なる保険に対する異なる監督官庁や規制の建付けについて理解しておく必要性が明らかになり、有識者を招いてレクチャーしていただき意見交換を行った。それらを踏まえ、日本の「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」や労働関係法規の条文の文言を参照しながら、ゲノム情報に基づく差別を禁止する①**生命保険分野**および③**雇用保険分野**および③**分野横断**的モデル法案の骨子を策定した。そして、複数回における ELSI カフェで参加者にそれらを提示し意見交換を行った。また 3 名の弁護士（1 名は医学博士、1 名は市長、1 名は『ゲノム法』の著者）に提示し、それぞれの条文や論点について意見やコメントを頂いた。

また、差別意識や行動の変容を促すナッジ等の行動科学の手法の応用可能性については、新たに有識者の愛知大学法学部の吉良貴之氏に研究協力者として参画頂き、研究会を実施してメンバー間で意見交換を行った。プロジェクト研究グループで研究会を開催するとともに、秋の日本法哲学会年次大会で瀬戸山が企画責任者としてワークショップを開催した。ワークショップには、研究実施者の鈴木慎太郎（愛知学院大学法学部）のみならず、研究協力者として、行動経済学が専門の大竹文雄（大阪大学栄誉教授）、ナッジに詳しい法哲学者である吉良貴之（愛知大学法学部）、環境省大臣官房総合政策課 企画評価・政策プロモーション室ナッジ戦略企画官を務めてこられた池本忠弘（現国土交通省）に登壇していただきナッジの可能性について意見交換を行った。フロアの参加者で差別を研究している法哲学者にプロジェクト会議で発表を行って頂くこととなった。ワークショップの概要は、2025 年度の学会誌『法哲学年報』に掲載されることとなっており、既に原稿を作成し提出済みである。
規制の在り方については、瀬戸山晃一（2024 年）「行動主義パターナリズムとナッジ～ハイブリッド規制の提唱～」甲斐克則先生古希祝賀論文集、成文堂で発表した。
差別意識や行動を抑制する政策を検討する「ゲノム ELSI ナッジ・ユニット」の構想の実現可能性について、研究協力者の池本忠弘氏からご教示いただくとともに、池本氏よりご紹介いただいた政府日本版ナッジ・ユニット連絡会議ナッジ倫理委員会委員長の森祐介（現在スウェーデン日本国大使館一等書記官）とも ZOOM で意見交換を行い、ご教示いただいた。

（３）成果

■項目１：ELSI 対応ラグ（遅れ）解消のためにラグを生じさせている要因の同定とELSI教育の実践と普及

（1）研究代表の瀬戸山が前年度の２つの学会発表の内容を整理した論文を2024年度にそれぞれ発表するとともに分かりやすい言説化としてテキストを出版し、それを授業の教材等として使用したことで、学会員や受講生に対する一定の教育効果が授業フィードバック等から伺えた。これらの論文やテキストを元に、専門家等との意見交換の必要性があり、より詳細な考察と言説化の試みを行いたいと考えている。
（2）ゲノム ELSI 教育に関しては、研究代表の瀬戸山が担当する複数の大学の学部や大学院、および専門学校や高校における授業で取り上げた。受講生の提出フィードバックコメントから ELSI という言葉とその意義について一定の教育効果があがっていることが確認できた。また研究協力者である兵庫県立姫路東高校の SSH 推進部長（川勝和哉）や瀬戸山の高校の同級生で高校の教員を行っている教員にも高校での授業を普及させるための課題について意見交換を行った。高校教員が多忙であり、受験に直結するわけではないゲノム ELSI 授業を行う余裕がないという課題の中でどういうスキームで広げていくか、兵庫県立姫路東校で長年実践されてきた科学倫理の授業実践を高校教員対象の説明会や北海道の遠隔授業配信センターの教員で共有を行った。授業を受けた高校生は大変興味を持って聞いてくれており、高校教員サイドの意識改革が必要であり、全国的に普及していくためには地道な努力では限界があり、ELSI 授業を高校での倫理や探究の授業で必須化するなど文科省レベルでの対応の必要性が明らかになった。

■項目２：遺伝子差別発生機序解明と根源的な問いの言説化（瀬戸山グループ）

（1）実施した ELSI カフェで参加者とも禁止すべき「不当な差別」に関して意見交換を行った。雇用においてもバス等の運転手などの人の命に係わる職種かどうかによっても異なってくるもので、個々の状況や場面において、きめ細やかな議論をしていく必要があることが明らかになった。2024 年 8 月に厚労省が雇用におけるゲノム情報の使用禁止についての文書、2025 年 3 月には保険におけるゲノム情報利用の禁止についての文書を発出している

が、既存の法律の枠組みの解釈の観点から一律使用禁止としており、主要な論点について必ずしも十分に議論がなされて発出されたものではないように思われるため、本プロジェクトでのより細かな具体的なガイドライン策定等の必要性が確認された。
（2）本年度は、日本のゲノム情報のプライバシー保護や差別についての本プロジェクトでのウェブ調査の結果の英語論文化を進めたが公表まではできなかったので次年度に公表する予定で準備を進めている。

■項目３：国内外の関連動向調査及び行政・立法活動との接続（横野グループ）

（1）国内外の関連動向調査と分析とアーカイブ化

昨年度に引き続き、遺伝情報の生命保険・雇用領域への利活用をめぐる諸外国の法制度・政策動向を調査した。文献調査および研究会での意見交換を通じて、オーストラリアにおける自主規制から法規制への移行方針の表明と、それに対するステークホルダーの支持を確認した。また、ニュージーランドおよびシンガポールにおいても立法化に向けた検討が進展していることを把握した。

とくにシンガポールでは、2024年10月に保健省が遺伝学的検査およびゲノムデータの利用を規制する新たな立法に取り組んでいることを公表した。2025年1月時点での制度的対応としては、①医療サービス法に基づき臨床遺伝学的検査を医師等の専門職に限定、②個人データ保護法（PDPA）に基づく遺伝情報のプライバシー保護、③保健省と生命保険協会による生命保険遺伝学的検査モラトリアム、の3層構造により規律がなされている。

このモラトリアムは、予測的遺伝学的検査について、一定の条件下でのみ生命保険引受審査に利用可能とし、それ以外の保険商品や利用形態については利用を禁止している。加えて、当該モラトリアムの年次遵守報告の提出や3年ごとの制度見直しが制度化されており、国家精密医療プログラムにおいても、臨床遺伝学的検査および研究参加を促進するための制度的基盤として位置づけられている。

オーストラリアおよびシンガポールにおける自主規制には、英国のモデルの影響が明確に見られる。とくに政府と協会団体との共同規制が志向されている点，予測的遺伝学的検査の利用制限や対象保険種と補償額による例外の設定といった点で共通している。

英国では、政府と英国保険協会（ABI）との間で締結された「遺伝学的検査と保険に関するコード（Code on Genetic Testing and Insurance）」が、2001年より運用され、現在も2018年版を基礎に制度が継続している。このコードは、保険引受における遺伝情報の利用を制限する自主的な合意であり、予測的遺伝学的検査の結果については、例外的に認められた場合を除き、保険会社が申込者に開示を求めたり、利用することを原則として禁止している。英国のこのモデルは、保険業界と政府の協調に基づいて制度化され、遺伝情報の保護と保険制度の持続可能性との両立を目指す実務的枠組みとして国際的にも高く評価されてきた。

英国では2023年にコードの見直しに向けた意見募集（call for evidence）が実施されており、診断的・予測的検査の定義の曖昧さや、例外に位置付ける検査の選定基準の透明化の必要性などが指摘された。英国モデルは国際的に一定の影響力を持っており、今後、英国におけるコードの見直しが行われる場合にはその内容が、オーストラリアやシンガポールにおける制度やその整備に影響を及ぼす可能性がある。

国内については、ゲノム医療推進法に基づく基本計画の策定に関する動向を確認するとともに2024年7月の最高裁判決（旧優生保護法国賠訴訟）に着目し、優生政策と遺伝差別

の関連についても分析を行った。
（2）保険におけるゲノム情報と差別規制立法の分析
上記の調査結果を踏まえ、保険領域におけるゲノム情報の取扱いと差別防止をめぐる制度設計の特徴と課題を整理し、研究会での学際的議論を通じて検討を深めた。シンガポールのモラトリアムの設計は、補償額の上限や対象検査の限定といった詳細な条件設定を伴う点で、制度設計の先行事例と位置づけられる。
（3）雇用・労働におけるゲノム情報と差別規制立法の分析
2024年8月に厚生労働省より公表された「ゲノム情報による不当な差別等への対応の確保（労働分野における対応）」に注目し、労働者の同意に基づくゲノム情報の活用に関する具体的な指針や基準が不十分であることを課題として特定した。この点を含めた実態把握と制度的課題の抽出を目的とする調査計画を策定した。
（4）行政・立法活動との接続
以上の調査成果をもとに、国内の政策形成プロセスとの接続を図りつつ、関連学会・会議等での発表・意見交換を実施した。生命倫理学会等において、ゲノム情報の取扱いや差別の防止に関する議論を実施したほか、厚生労働省のゲノム医療推進法に基づく基本計画策定ワーキンググループにおいて、グループリーダーが構成員として参画し、本研究の成果を活用した専門的助言・提言を行った。

■項目４：ゲノム研究の進展がもたらす遺伝情報の利活用の新たなELSIの予見と分析（山本グループ）

(1) ポリジェニック・リスクスコアは、国際的な登録サイト等を介して多様な多因子疾患のリスクを予測するプログラムが収集・公開されており、一定の科学的根拠のもと、国内外で実利用が始まっている現状が把握された。日本でも複数の医療機関において（診療外の）患者や住民サービスとして試験的な導入が始まっていること、労働分野においても、企業の健康保険組合の加入者へのサービスとして、組合員（従業員）の健康意識の改善や行動変容を促進する試みが始まっていることが分かった。医療における遺伝子検査のELSI論点との比較を行った結果、結果の返却等、いくつかのステップにおいて固有の課題が見出された。
(2) パンフレットとウェブコンテンツの作成においては、上で述べたような、すでに技術を導入しつつある事例で使用している説明文なども入手して検討し、文章の追加等を行った上で完成させた。なお理解が難しい内容については、短い動画で補うこととして素案を作成した。

■項目５：法的処方箋（モデル法整備）の構築と提言（瀬戸山グループ）

(1) 最新の文献の調査等で明らかになったことは、遺伝子変異があっても、遺伝性疾患や癌を発症する人としない人がおり、遺伝子の発現のオン・オフを制御する DNA メチル化など、エピジェネティック（Epigenetic）にも注目する必要がある点である。遺伝情報の変異バリアントのみならず、エピジェネティックも含めた法整備を検討する必要性が明らかになった。
(2) 法整備を進めるにあたっては、山本班の研究会やリーフレットおよび動画作成作業と連携した結果、多遺伝因子が係わるポリジェニック・リスクスコアは、民族や生活習慣などの環境因子の影響によりスコアの信頼性には限界があることも踏まえた法整備が必要であることが確認された。

(3) 差別意識や行動の変容を促すナッジ等の行動科学の手法の応用可能性について、日本法哲学会でワークショップを開催した。そこでは国際社会では、ナッジより幅広い行動インサイト（Behavioral insights）と伝統的政策手法が補完し合う形で施策の実効性・有効性を高め、より良い政策が実現されることが志向されていることや、賢い意思決定や向社会的行動を難しくする点で悪いナッジとされるスラッジを公共・民間を問わず一掃するよう働きかけることの重要性などが確認された。

（４）当該年度の成果の総括・次年度に向けた課題

１．総括

諸般の事情で前年度の進捗が数か月遅れた状態で 2024 年度のプロジェクトが開始されたが、以下に具体的に示すように、本プロジェクトの主たるマイルストーンであるゲノム情報に基づく差別を禁止するモデル法案については、生命保険分野、雇用分野、その他の分野横断的なモデル法案の骨子を策定するとともに年度内にこの分野に精通した複数の弁護士等への意見聴取を開始することができた。

また、複数の学会でのシンポジウムやワークショップを開催するとともに、前年度の複数学会発表の内容の論文公表を学会誌で行え、テキストも出版し、一定の言説化も行えた。当初のプロジェクト開始時の全体計画（スケジュール）の数か月の進捗の遅れを解消するところまではできていないが、その他のマイルストーンについても 2024 年度実施予定計画の最低限の進捗は達成できたものと考えている。

（1）4 月に全体会議を開催し、実施者メンバー間で 3 月のサイトビジットでの AD や統括等からのコメントの共有、これまでの全体の進捗の共有と、2024 年度の研究計画および今後のスケジュール等について確認を行った。具体的には、ゲノム医療推進法を受けて 2023 年 12 月に設置されたワーキングでの議論概要について情報共有、秋季の法哲学会や生命倫理学会での成果発表や論文発表について協議を行った。

（2）瀬戸山と森本誠一（研究協力者）と東新川博士研究員と中辻特別研究補助員がファシリテーターとなり、６月からはゲノム **ELSI カフェ**を定期的に開催（2025 年３月までに９回開催）した。参加者と遺伝情報のプライバシー保護と遺伝子差別禁止の法整備について意見交換を行い、モデル法案の諸論点について議論を深め、それらを踏まえてモデル法案の作成を進め、そのたたき台についてプロジェクト内のメンバーの意見を踏まえて修正したものについて複数の弁護士等の有識者の意見聴取を開始できた。

（3）**高校でのゲノム ELSI 授業の展開**に関しては、高校教員向けの説明会を ZOOM により実施し、そこに参加していた北海道の高校の遠隔授業配信センターに 11 月に瀬戸山と研究協力者の高校教員が出向き 2 校対象に授業を行うとともに、今後継続的に遠隔で授業を継続することを協議し関係構築を行った。6 月には、兵庫県のスーパーサイエンスハイスクール（SSH）での ELSI 授業を 2 回開催し、12 月には京都の進学高校で授業を行い、2025 年 2 月には京都の SSH で瀬戸山が授業を行った。実施した高校側からのフィードバックを受けており、受講生の問題意識の広がり等、教育効果があがっている様子が伺えた。同時に高校でのゲノム ELSI 授業に関心を有さない高校側の要因も複数の教員の意見を聞き、高校教員の業務多忙さ、入試に直結するものではないことなどの課題が明らかになった。地道ながらも粘り強く複数の大学や高校でのゲノム ELSI 教育の実践を通し、その教育効果は直ぐには可視化できないかもしれないが、将来の日本を担う若者世代の ELSI の議論活性化への意識喚起を一定程度行うことはできたものと思われる。

（4）瀬戸山グループ（京都府立医科大学）、山本グループ（大阪大学）、横野グループ（早稲田大学）それぞれにおいて外部の有識者を招聘した研究（勉強）会、実施者や博士研究員等の調査研究の発表会と意見交換を定期的に行い、瀬戸山は他グループの会議や研究会にもほぼ参加し、参加できなかった実施者等には録画を共有した。

（5）遺伝子差別禁止**モデル法案策定**にあたって、瀬戸山と東新川藤佳博士研究員と中辻柚珠ならびに研究協力者で保険法分野での法規制の建付け（現状）についても有識者と意見交

換の機会を対面で持ち、それを踏まえてモデル法案を作成した。
（6）論文等としての**成果発表**としては、昨年度複数の学会発表したものの論文化を瀬戸山が数本行い、また共著テキストとしてゲノム情報のプライバシーと遺伝子差別についてわかりやすく解説したものを刊行した。
（7）若手研究者の人材育成については、直接雇用の博士研究員と特別研究補助員が、調査結果をもとに日本生命倫理学会の公募シンポジウムで発表を行うとともに、京都府立医科大学の教養紀要フマーナにそれぞれ調査した文献をレビューしたものを発表するなど、若手研究者の人材育成を進めることができた。
特別研究補助員（中辻柚珠）は、4 月より関東の私立大学の特任准教授として栄転することが決まった。その後任人事として 3 月に全国公募を開始し選考を始めた。

２．2025（最終）年度に向けた課題

今後の最大の課題と思われるものは、様々なステークホルダーに対して差別禁止モデル法案についての意見聴取を行い、異なる意見をどのように最終的なモデル法案に反映させていくかの作業となると考えている。既に意見聴取を行った 3 名の弁護士間でも意見が異なっており、異なる意見の集約という難題に最終年度に取り組むことになる。現在考えていることは、一つの案に意見を集約するのではなく、多様な異なる意見とその根拠を整理することで、対立点が明確になるように整理したうえで最終的なモデル法案の提言を国会議員や監督官庁に対して行う計画である。それらのことを進めていくためには、根源的な問い（何がゲノム情報に基づく法で禁止すべき不当な差別であり、何がゲノム情報に基づく許容される合理的区別にあたるのか）について議論し合意形成を行うことが必要であり、法規制の逆機能（逆選択等の副作用）を含めた非専門家向けの分かりやすい言説化や知識翻訳の取組が必要であり、次年度の前半で取組む計画である。
モデル法案と今後の法整備のあり方については、2025 年度秋の日本医事法学会でワークショップを開催する予定で準備を進めている。
山本グループ（大阪大学）では、これまでの成果を踏まえ、日本人類遺伝学会での発表および学会誌への論文投稿を予定している。

２－３．会議等の活動

※Zoom会議については、録画データを出席できなかった実施者と共有している。

年月日	名称	場所	概要
2024年 4月12日	2024年度第1回 実施者会議	Zoom開催	各グループの活動報告と今後の予定
2024年 4月25日	2024度第1回山 本班研究会	Zoom開催	話題提供：遺伝子治療・遺伝子診断に関する製薬医学の今について
2024年 5月17日	2024年度第1回 瀬戸山班会議	Zoom開催	・秋の法哲学会ワークショップでの発表について ・論文紹介：L. Kalokairinou et al., “Legislation of direct-to-consumer genetic testing in Europe: a fragmented regulatory landscape”, 2018
2024年 6月11日	2024年度第1回 横野班会議	Zoom開催	話題提供：オーストラリアの生命保険における遺伝情報の利用規制について
2024年 6月18日	2024年度第2回 実施者会議	Zoom開催	各グループの活動報告と今後の予定

2024年 7月29日	2024度第2回山本班研究会	Zoom開催	今年度の研究計画の進捗について
2024年 7月30日	2024年度第2回瀬戸山班会議	Zoom開催	・講演「ナッジと行動変容科学に基づく新しい政策アプローチ」 （前環境省ナッジ戦略企画官 池本忠弘様） ・発表「GINA制定後のアメリカ～遺伝情報の法的問題と社会的課題～」
2024年 8月8日	第3回ポリジェニックスコア勉強会（山本班）	Zoom開催	話題提供：個人の能力や才能について、遺伝と環境の両因子でどの程度予測されるか、 またポリジェニックスコアによってわかってきたことなど
2024年 8月23日	2024度第3回山本班研究会	Zoom開催	ポリジェニックスコアについての簡単説明動画について
2024年 9月20日	2024年度第3回瀬戸山班会議	Zoom開催	・発表「ナッジを「正しく知り、正しく怖がる」・ ・「遺伝子差別禁止法制とナッジの応用可能性について」
2024年 10月29日	2024年度瀬戸山班・横野班合同会議	Zoom開催	第36回日本生命倫理学会年次大会 公募シンポジウム「ゲノム医療推進のための遺伝子差別禁止の法整備をめぐる動向」報告予行会
2024年 12月10日	モデル法打ち合わせ	稲盛記念会館　ゼミ室１	保険および雇用における遺伝子差別禁止に係るモデル法骨子案に関する意見交換
2024年 12月11日	2024年度第２回横野班会議	Zoom開催	発表：「旧優生保護法国賠訴訟（令和6年7月3日最高裁大法廷判決）」 発表：「世界各国の60人の専門家を対象とするデルファイ法を用いた調査に基づき，遺伝差別防止政策にもっとも適した構成要素を特定することを目的とする研究」
2024年 12月26日	2024年度第１回ELSI全体会議	Zoom開催	各グループの活動報告と今後の予定
2025年 1月7日	2024度第4回山本班研究会	Zoom開催	ポリジェニックスコアについての簡単説明動画とウェブコンテンツについて
2025年 1月29日	2024年度第4回瀬戸山班会議	Zoom開催	文献紹介：「吉田和央『ゲノム法』商事法務2024年」 発表：「ドイツ等の保険への法規制の運用の調査報告」

2025年 2月5日	2024年度第1回遺伝子差別禁止モデル法骨子案検討会議	Zoom開催	保険における遺伝子差別禁止に係るモデル法骨子案について
2025年 2月6日	2024年度第2回遺伝子差別禁止モデル法骨子案検討会議	Zoom開催	雇用における遺伝子差別禁止に係るモデル法骨子案について
2025年 2月13日	2024度第5回山本班研究会	Zoom開催	招聘講師による話題提供（株式会社ゲノムアナリティクスジャパン）
2025年 2月14日	モデル法打ち合わせ	Zoom開催	保険および雇用における遺伝子差別禁止に係るモデル法骨子案に関する意見交換
2025年 2月16日	2024度第6回山本班研究会	Zoom開催	ポリジェニックスコアについての簡単説明動画とウェブコンテンツについて
2025年 2月18日	2024年度第3回横野班会議	Zoom開催	発表：「精神医療における優生保護法研究の意義—訴訟と政策形成の背景について—」 発表：「シンガポールにおける遺伝情報差別禁止に関する規律と生命保険遺伝学的検査モラトリアム」
2025年 2月25日	2024度第7回山本班研究会	Zoom開催	ポリジェニックスコアについての簡単説明動画とウェブコンテンツについて
2025年 3月24日	2024年度第2回全体会議	Zoom開催	講演「基本計画(案)を踏まえたゲノム情報に基づく不当な差別等の防止に向けた対応の分析—法律実務家の視点から、法制化・モデル法案の当否も含めて—」（吉田和央先生　森・濱田松本法律事務所　弁護士）

３．研究開発成果の活用・展開に向けた状況

今のところ該当なし

４．研究開発実施体制

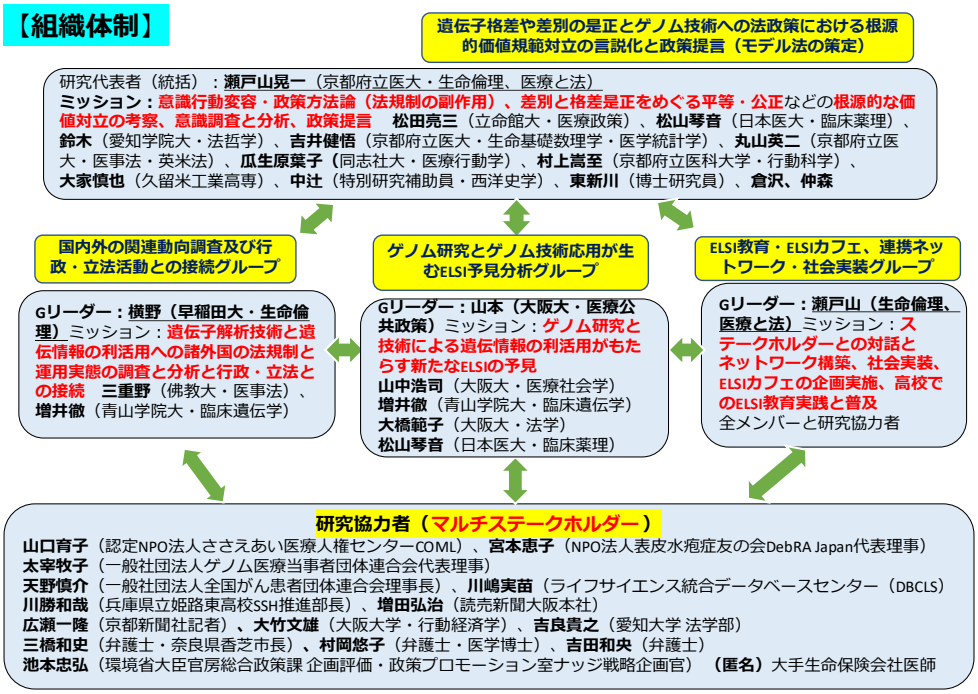

５．研究開発実施者

公正なゲノム情報利活用のELSIラグ解消のための遺伝子差別に対する法整備モデル策定・ELSI教育の普及・根源的価値対立の言説化と政策提言グループ（リーダー氏名：瀬戸山晃一）

氏名	フリガナ	所属機関	所属部署	役職（身分）	備考
瀬戸山　晃一	セトヤマ コウイチ	京都府立医科大学	医学研究科人文社会科学教室	教授	
松田　亮三	マツダ リョウゾウ	立命館大学	産業社会学部	教授	
松山　琴音	マツヤマ コトネ	日本医科大学	医療管理学	特任教授	
瓜生原　葉子	ウリュウバラ ヨウコ	同志社大学	商学部	教授	
鈴木　慎太郎	スズキ シンタロウ	愛知学院大学	法学部	教授	
吉井　健悟	ヨシイ ケンゴ	京都府立医科大学	生命基礎数理学	講師	
丸山　英二	マルヤマ エイジ	京都府立医科大学	医学研究科人文社会科学教室	客員教授	
大家　慎也	オオイエ シンヤ	久留米工業高等専門学校	一般科目（文科系）	助教	
東新川　藤佳	アリアラカワ フジカ	京都府立医科大学	医学研究科人文社会科学教室	博士研究員	2024年4月より参加
中辻　柚珠	ナカツジ ユズ	京都府立医科大学	医学研究科人文社会科学教室	特別研究補助員	
倉沢　朋代	クラサワ トモヨ	京都府立医科大学	医学研究科人文社会科学教室	研究補助員	
仲森　伸子	ナカモリ ノブコ	京都府立医科大学	医学研究科人文社会科学教室	研究補助員	2024年6月より参加
竹澤　文香	タケザワ フミカ	京都府立医科大学	医学研究科人文社会科学教室	研究補助員	2024年6月まで参加

国内外の関連動向調査及び行政・立法活動との接続グループグループ（リーダー氏名：横野恵）

氏名	フリガナ	所属機関	所属部署	役職（身分）	備考
横野　恵	ヨコノ メグム	学校法人早稲田大学	社会科学部	准教授	

三重野 雄太郎	ミエノ ユウタロウ	佛教大学	社会学部公共政策学科	准教授	
増井　徹	マスイ トオル	青山学院大学	理工学部	客員教授	
高嶋　里枝	タカシマ サトエ	国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センター	精神保健研究所地域精神保健・法制度研究部	科研費研究員	
辻　智子	ツジ トモコ	早稲田大学	先進理工学研究科	リサーチアシスタント	2024年4月より参加
道正　楽南	ドウショウ ラナ	早稲田大学	社会科学部	研究補助者	2024年11月より参加
松本　有平	マツモト ユウヘイ	早稲田大学	大学院法学研究科	リサーチアシスタント	2024年11月～2025年2月まで参加

ELSI予見分析グループ（リーダー氏名：山本奈津子）

氏名	フリガナ	所属機関	所属部署	役職 （身分）
山本　奈津子	ヤマモト ナツコ	大阪大学	D3センター	准教授
山中　浩司	ヤマナカ ヒロシ	大阪大学	人間科学研究科	教授
大橋　範子	オオハシ ノリコ	大阪大学	D3センター	特任助教
増井　徹	マスイ トオル	青山学院大学	理工学部	客員教授
松山　琴音	マツヤマ コトネ	日本医科大学	医療管理学	特任教授

６．研究開発成果の発表・発信状況、アウトリーチ活動など

６－１．シンポジウム等

年月日	名称	主催者	場所	参加人数	概要
2024年6月21日	高校出張授業 科学倫理・生命倫理 アラカルト講座	兵庫県立姫路東高校	兵庫県立姫路東高校	30名程度	高校でのゲノムELSI教育拡大に向けて、生徒への授業を2回行った
2024年6月23日	第1回ELSIカフェ（遺伝情報のプライバシーと遺伝子差別について考える）	瀬戸山晃一	Zoom開催	15人	ゲノム情報に関する市民の議論を活性化し、モデル法案の策定に向けて市民の多様な意見を収集することを目的とした市民向けイベントを開催した
2024年7月26日	高校教員向けウェブ説明会	瀬戸山晃一	Zoom開催	数名	高校でのゲノムELSI教育について、高校教員向けに説明会を行った
2024年7月28日	第2回ELSIカフェ（生命保険における遺伝情報の利用と遺伝子差別について考える）	瀬戸山晃一	Zoom開催	12人	ゲノム情報に関する市民の議論を活性化し、モデル法案の策定に向けて市民の多様な意見を収集することを目的とした市民向けイベントを開催した
2024年8月20日	第3回ELSIカフェ（遺伝子検査ビジネス(DTC)と遺伝情報のプライバシーについて考える）	瀬戸山晃一	Zoom開催	20人	ゲノム情報に関する市民の議論を活性化し、モデル法案の策定に向けて市民の多様な意見を収集することを目的とした市民向けイベントを開催した
2024年9月28日	第4回ELSIカフェ（ポリジェニックリスクスコア(PRS)やゲノム情報の雇用における利活用と遺伝子差別について考える）	瀬戸山晃一	Zoom開催	16人	ゲノム情報に関する市民の議論を活性化し、モデル法案の策定に向けて市民の多様な意見を収集することを目的とした市民向けイベントを開催した
2024年11月4日	第5回ELSIカフェ（生命保険における遺伝子差別禁止に係るモデル法案について考える）	瀬戸山晃一	Zoom開催	12人	ゲノム情報に関する市民の議論を活性化し、モデル法案の策定に向けて市民の多様な意見を収集することを目的とした市民向けイベントを開催した

2024年 11月17日	公募シンポジウム （ゲノム医療推進のための遺伝子差別禁止の法整備をめぐる動向）	日本生命倫理学会	立命館大学大阪いばらきキャンパス		第36回日本生命倫理学会年次大会において瀬戸山晃一がオーガナイザーとして公募シンポジウムを企画・運営した
2024年 11月19日	高校出張授業	北海道高等学校遠隔授業配信センター	北海道高等学校遠隔授業配信センター	35人	北海道夕張高校および北海道松前高校の3年生を対象に、高校における科学倫理・生命倫理の学びおよびELSIに関する授業を行った
2024年 12月8日	第6回ELSIカフェ （雇用における遺伝子差別禁止に係るモデル法案について考える）	瀬戸山晃一	Zoom開催	6人	ゲノム情報に関する市民の議論を活性化し、モデル法案の策定に向けて市民の多様な意見を収集することを目的とした市民向けイベントを開催した
2024年 12月19日	高校出張授業 生命倫理講座	洛南高校	洛南高校	約80名	高校でのゲノムELSI教育拡大に向けて、生徒への授業を行った
2024年 12月23日	科学倫理に関する探究活動発表会	兵庫県立姫路東高校	Zoom参加		生命倫理・科学倫理に関する基調講演と生徒の発表に対してコメント・助言を行った
2025年 1月26日	第7回ELSIカフェ （民間保険における遺伝子差別禁止に係るモデル法案をつくる）	瀬戸山晃一	Zoom開催	6人	ゲノム情報に関する市民の議論を活性化し、モデル法案の策定に向けて市民の多様な意見を収集することを目的とした市民向けイベントを開催した
2025年 2月6日	高校出張授業 生命倫理講座	京都府立桃山高校	京都府立桃山高校	約30名	高校でのゲノムELSI教育拡大に向けて、生徒への授業を行った
2025年 2月11日	第４回Girl’s Expo with Science Ethics	兵庫県立姫路東高校	姫路市文化コンベンションセンター	約1000人	生徒の口頭発表・ポスター発表に対して指導・助言を行った
2025年 2月23日	第8回ELSIカフェ （雇用における遺伝子差別禁止に係るモデル法案をつくる）	瀬戸山晃一	Zoom開催	9人	ゲノム情報に関する市民の議論を活性化し、モデル法案の策定に向けて市民の多様な意見を収集することを目的とした市民

					向けイベントを開催した
2025年 3月20日	第9回ELSIカフェ（分野横断的遺伝子差別禁止に係る モデル法案をつくる）	瀬戸山晃一	Zoom開催	12人	ゲノム情報に関する市民の議論を活性化し、モデル法案の策定に向けて市民の多様な意見を収集することを目的とした市民向けイベントを開催した

６－２．社会に向けた情報発信状況、アウトリーチ活動など

（１）書籍、フリーペーパー、DVD

- 横野恵 「ゲノム医療推進法」『全ゲノム・エクソーム解析時代の遺伝医療，ゲノム医療における 倫理・法・社会』所収、第９章, 株式会社メディカルドゥ, 2024年11月, pp.75-79.
- 瀬戸山晃一：「遺伝子解析研究の発展によるゲノム情報のプライバシーと遺伝子差別」丸山マサ美編著『生命倫理学概論』所収第7章、大学教育出版2024年6月, pp148-167.
- 三重野雄太郎 『概説 生命倫理学』三重野雄太郎／秋葉峻介編著, 大学教育出版, 2025年3月, pp.77-82.

（２）ウェブメディアの開設・運営

- プロジェクトホームページ運営（公正なゲノム情報利活用のＥＬＳＩラグを解消する法整備モデルの構築、https://genome.rinca.dev/、2023年3月開設）
- Xアカウント開設（RISTEX（RInCA）_公正なゲノム情報利活用の法整備PJ、https://twitter.com/Genome_ELSI_JP、2023年5月開設）

（３）学会（6-4.参照）以外のシンポジウム等への招聘講演実施等

- 横野恵「ゲノム医療推進法とゲノム医療」, 藤田医科大学病院 2024年度 遺伝情報取り扱いセミナー, 2024.12.2.

６－３．論文発表

（１）査読付き（1件）

●国内誌（1件）

・瀬戸山晃一「ゲノム医療推進法の成立と遺伝子差別禁止法制定に向けての法政治的問題の考察」日本法政学会学会誌 法政論叢 60巻1号 2024年10月, pp97-114.

●国際誌（ 0 件）

・該当なし

（２）査読なし（ 5 件）

- 横野恵「差別・偏見を生み出さないためにゲノム情報の適切な管理を 諸外国から見た法制度のあり方」 月刊保団連（通号1425）2024年6月, pp25-29.

- 瀬戸山晃一「遺伝情報のプライバシーと遺伝子差別の法規制」日本医学哲学・倫理学会『医学哲学・医学倫理』第42号所収、2024年, pp.77-82.
- 東新川藤佳, 瀬戸山晃一「Legal Issues Regarding Genetic Information in the US Genetic Information Nondiscrimination Act (GINA) and Need for a New Legislation for Prohibiting Genetic Discrimination in Japan」, 京都府立医科大学医学部医学科紀要 STUDIA HUMANA et NATURALIA No.58 2025年2月, pp.43-53.
- 中辻柚珠「《書評》DTC遺伝子検査の規制に関するヨーロッパの動向― L. Kalokairinou et al., “Legislation of Direct-to-Consumer Genetic Testing in Europe: A Fragmented Regulatory Landscape” 2018をもとに―」 京都府立医科大学医学部医学科紀要 STUDIA HUMANA et NATURALIA No.58 2025年2月, pp.55-67.
- 三重野雄太郎「生体間臓器提供と保険」第230号生命保険論集 2025年3月, pp173-181.

６－４．口頭発表（国際学会発表及び主要な国内学会発表）

[瀬戸山グループ]

- 瀬戸山 晃一, 池本 忠弘, 鈴木 慎太郎「ナッジ政策・実装上の意義と限界 - 環境行政と遺伝子差別を題材に」ワークショップ, 2024年度日本法哲学会 学術大会・ワークショップ（名古屋） 2024.11.9.
- 中辻柚珠「ヨーロッパにおける遺伝子検査の規制および遺伝子差別の規制の動向」シンポジウム「ゲノム医療推進のための遺伝子差別禁止の法整備をめぐる動向」 第36回日本生命倫理学会年次大会（大阪） 2024.11.17.
- 東新川藤佳「米国遺伝子情報差別禁止法（Genetic Information Nondiscrimination Act: GINA）の法的問題と社会的課題を踏まえた日本に根差した遺伝情報に係る法制度モデルの提言」シンポジウム「ゲノム医療推進のための遺伝子差別禁止の法整備をめぐる動向」, 第36回日本生命倫理学会年次大会（大阪） 2024.11.17.

[横野グループ]

- 横野恵「ゲノム医療推進法基本計画WGにおける議論」シンポジウム「ゲノム医療推進のための遺伝子差別禁止の法整備をめぐる動向」第36回日本生命倫理学会年次大会（大阪） 2024.11.17.
- 高嶋里枝「オーストラリアにおける法整備の動向」シンポジウム「ゲノム医療推進のための遺伝子差別禁止の法整備をめぐる動向」第36回日本生命倫理学会年次大会（大阪） 2024.11.17.

[山本グループ]

- 山中浩司（司会）、山本奈津子、増井徹（コメンテータ）大会シンポジウム「ゲノム科学と教育―行動遺伝学は社会に何をもたらすか」（基調講演：安藤寿康（慶応大学）），科学社会学会,（大阪）2024.9.8.

（１）**招待講演**（国内会議　7　件、国際会議　1　件）

- 横野恵「法学の立場から（シンポジウム3 ゲノム医療法と小児の人権～それぞれの立場でできること」，第71回日本小児保健協会学術集会, 2024.6.21.
- 横野恵「臨床研究と ELSI ―ゲノム医療推進法の意義と課題―」，第21回日本婦人科がん会議, 2024.6.29.
- 横野恵「ゲノム医療推進法とバイオバンクの課題」，第9回クリニカルバイオバンク学会シンポジウム, 2024.8.2.
- 横野恵「ゲノム医療推進法の概要と意義」，第48回日本遺伝カウンセリング学会学術集会, 2024.8.3.
- 横野恵「出生前から小児期の遺伝学的検査とゲノム医療法」，第30回 出生前から小児期にわたるゲノム医療フォーラム, 2024.10.20.
- Megumu Yokono，Research and Commercial Use of Human Samples and Data: Ethical and Regulatory Issues，52nd International Symposium of the Princess Takamatsu Cancer Research Found，パレスホテル東京，2024年11月13日.
- 横野恵「ゲノム医療とELSI」遺伝子診断・検査技術推進フォーラム 公開シンポジウム 2024，第14回日本遺伝子診療学会, 2024.12.5.
- 横野恵「NIPTなど生殖領域における遺伝情報の取り扱いとELSI（倫理的・法的・社会的課題）」，第278回 長崎産科婦人科学会・長崎県産婦人科医会学術集会, 2024.12.21.

（２）**口頭発表**（国内会議　0　件、国際会議　0　件）

・該当なし

（３）**ポスター発表**（国内会議　0　件、国際会議　0　件）

・該当なし

６－５．新聞／TV報道・投稿、受賞等

（１）**新聞報道・投稿**（　0　件）

・該当なし

（２）**受賞**（　0　件）

・該当なし

（３）**その他**（　0　件）

・該当なし

６－６．知財出願（出願件数のみ公開）

（１）**国内出願**（　0　件）

・該当なし

（２）**海外出願**（　0　件）

・該当なし